

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2025年12月26日

【発行者の名称】

株式会社GROWTH POWER
(GROWTH POWER CO., LTD.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 西島 直宏

【本店の所在の場所】

東京都江戸川区西葛西五丁目6番2号

【電話番号】

03-6808-0120

【事務連絡者氏名】

取締役管理部長 小高 忠裕

【担当J-Adviserの名称】

宝印刷株式会社

【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】

代表取締役社長 白井 恒太

【担当J-Adviserの本店の所在の場所】

東京都豊島区高田三丁目28番8号

【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://www.takara-company.co.jp/ir/reference/>

【電話番号】

03-3971-3392

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

なお、振替機関の名称及び住所は以下のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

【公表されるホームページのアドレス】

株式会社GROWTH POWER

<https://www.growthpower.co.jp>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第9期(中間)	第10期(中間)	第8期	第9期
決算年月	2024年9月	2025年9月	2024年3月	2025年3月
売上高 (千円)	579,059	793,999	976,016	1,198,376
経常利益 (千円)	2,501	30,927	7,288	2,678
中間(当期)純利益又は当期純損失(△) (千円)	679	30,438	△42,620	1,028
資本金 (千円)	147,500	97,500	147,500	97,500
発行済株式総数 (株)	490,000	490,000	4,900	490,000
純資産額 (千円)	137,770	168,558	137,091	138,119
総資産額 (千円)	403,968	503,338	406,371	367,042
1株当たり純資産額 (円)	281.16	344.00	279.78	281.88
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり中間(当期)純利益金額 又は当期純損失金額(△) (円)	1.39	62.12	△210.59	2.10
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	—	61.82	—	—
自己資本比率 (%)	34.1	33.5	33.7	37.6
自己資本利益率 (%)	0.5	19.9	△49.6	0.7
株価収益率 (倍)	—	8.5	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△38,585	△42,084	13,137	42,967
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	△176	477	—
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	7,794	47,859	△25,814	△23,250
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	23,486	79,594	54,278	73,995
従業員数 (名)				
(ほか、平均臨時雇用人員)	11(4)	12(4)	11(4)	15(4)

- (注) 1. 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計年度に係る経営指標等の推移については、記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用人員数は平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
4. 第8期、第9期中間期及び第9期の潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため記載しておりません。第10期中間期の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、当社は2025年4月4日にTOKYO PRO Marketに上場したため、新規上場日から2026年3月期中間会計期末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
5. 第8期、第9期中間期及び第9期の株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
6. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
7. 2024年8月27日開催の臨時株主総会決議に基づき、2024年9月13日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間（当期）純利益金額又は当期純損失金額（△）を算定しております。
8. 第8期の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第9期の財務諸表については、同「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、ゼロス有限責任監査法人の監査を受けております。
9. 第9期中間期の中間財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、ゼロス有限責任監査法人の期中レビューを受けております。また第10期中間期の中間財務諸表については、同「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、新月有限責任監査法人の期中レビューを受けております。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営んでいる事業の内容について重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2025年9月30日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
12（4）	35.1	2.5	4,357

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。なお、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人数を外数で記載しております。
2. 平均給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は、中古建設機械流通事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社では労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間における我が国経済は、個人消費の持ち直しや円安を背景としたインバウンド需要により、社会経済活動の正常化が見られたことから、足踏みが続いていた景気は緩やかな回復基調で推移しました。その一方で、長期化するウクライナ情勢や中国における不動産市場の停滞を始めとした国際情勢の緊張状態、また、エネルギー不足と継続的な物価上昇に伴う世界経済の景気下振れリスクにより、我が国を取り巻く経済や企業に与える影響については依然として先行き不透明な状態が続いております。

当社の中古機械の主力のユーザーである建設事業者においては、国内では公共工事の回復や民間投資の再開による建設機械需要の底堅さが見られました。一方、建材価格、人件費の高騰等の影響から、建設機械の需給は先行き不透明な状況にあります。海外ではアジアを中心に中古建設機械の輸出需要が高まりをみせたものの、世界的な物流コストの上昇や一部の国における排ガス規制の強化など、リスクとなる環境変化も散見されました。

また、高品質の日本の中古建機のニーズは依然として高いものの、中国経済の停滞による安価での中国製中古建機が各国へ広く販売されるなど、中古建機の価格下落リスクがあることから、仲介での販売を強化し、在庫リスクの低減を図るとともに、日本全国において中古建設機械等の幅広い売り希望を発掘し、国内外向けの様々なバイヤーへの販売の強化を行ってまいりました。

これらの結果、売上高は793,999千円（前年同期比37.1%増）、営業利益は31,512千円（前年同期比640.7%増）、経常利益は30,927千円（前年同期比1,136.3%増）、中間純利益は30,438千円（前年同期比4,381.8%増）となりました。

当社の事業セグメントは中古建設機械流通事業の単一セグメントであるため、セグメント別の業績は記載しておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は79,594千円（前期末比5,598千円増）となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により支出した資金は42,084千円となりました。これは主に税引前中間純利益30,927千円、未収入金の減少46,846千円及び前受金の増加30,009千円等を計上する一方で、売上債権の増加72,483千円、棚卸資産の増加63,597千円及び未収消費税等の増加36,426千円の計上があったこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により支出した資金は、176千円となりました。これは有形固定資産の取得により176千円の支出があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により獲得した資金は、47,859千円となりました。これは短期借入金の純増加額により30,000千円、長期借入れによる収入50,000千円により増加したものの、長期借入金の返済による支出32,141千円により減少したものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社は受注生産を行っておりませんので該当事項はありません。

(3) 販売実績（会計上の売上高）

第10期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）における販売実績を販売形態ごとに示すと、次のとおりであります。

なお、当社は中古建設機械流通事業の単一セグメントであるため、販売形態別に記載しております。

販売形態	売上高(千円)	前年同期比(%)
国内販売	187,293	145.4
輸出販売	606,706	134.8
合計(千円)	793,999	137.1

(注) 主な相手先別の売上実績及び当該売上実績の総売上実績に対する割合については、当該割合が10%以上の主要な相手先がないため、記載を省略しております。

(4) 取扱実績（流通総額）

第10期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）における取扱実績を販売形態ごとに示すと、次のとおりであります。

なお、当社は中古建設機械流通事業の単一セグメントであるため、販売形態別に記載しております。

販売形態	取扱高(千円)	前年同期比(%)
国内販売	763,578	165.4
輸出販売	606,706	134.8
合計(千円)	1,370,285	150.3

3【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間会計期間において、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生又は2025年6月27日に提出した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

＜担当J-Adviser との契約について＞

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market 上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviser と、株式上場の適格性審査および株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser 契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社がJ-Adviser 契約を締結しているのは宝印刷株式会社(以下、「同社」とします。)であり、同社とのJ-Adviser 契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser 契

約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月以上前の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser 契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当 J-Adviser を確保できない場合は、当社普通株式の TOKYO PRO Market 上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser 契約上の義務>

- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 113 条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・ 上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しで J-Adviser 契約を解除することができるものと定められております。

①債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後1年間に於いて債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（同社が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書面に基づき行うものとする。

a 次の(a)から(c)に定める書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証明する書面

(b) 産競法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再

生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c まで掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合
当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合
当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日
(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日)
- c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。)

当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

- ④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の (a) 又は (b) に定める場合に従い、当該 (a) 又は (b) に定める事項に該当すること。
 - (a) 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること
 - (b) 当社が前号 c に規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること
- b 当該再建計画に次の (a) 及び (b) に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと
 - (b) 前 a の (a) に規定する見込みがある旨及びその理由又は同 (b) に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合(当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の (a) 又は (b) に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前(休業日を除外する。)の日
 - (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
 - (b) 特例第 132 条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等
- b 当社が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。))についての書面による報告を受けた日)
- c 当社が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合(本条第 3 号 b の規定の適用を受ける場合を除く。)は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の 2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、

vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

当社が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

当社が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収への対抗措置（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収への対抗措置の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）

d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定

e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定

f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

- ⑯ 全部取得
当社が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合
- ⑰ 株式等売渡請求による取得
特別支配株主が当社の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合
- ⑱ 株式併合
当社が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を 1 株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合
- ⑲ 反社会的勢力の関与
当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと当社が認めるとき
- ⑳ その他
前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。

なお、本発行者情報公表日時点において、J-Adviser契約の解約につながる上記の事象は発生していません。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間末現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

この財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(資産)

資産合計は503,338千円（前期末比136,295千円増）となりました。

流動資産につきましては、490,880千円（前期末比136,455千円増）となりました。これは主に受取手形の増加39,350千円、売掛金の増加33,133千円及び商品の増加63,597千円等によるものであります。

固定資産につきましては、12,457千円（前期末比159千円減）となりました。これは主に繰延税金資産の減少336千円によるものであります。

(負債)

負債合計は、334,780千円（前期末比105,857千円増）となりました。これは主に買掛金の増加20,149千円、短期借入金の増加30,000千円、前受金の増加30,009千円及び長期借入金の増加15,211千円等によるものであります。

(純資産)

純資産は、168,558千円（前期末比30,438千円増）となりました。これは中間純利益の計上により、利益剰余金が30,438千円増加したことによります。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】 1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第3【事業の状況】 4【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

「第3【事業の状況】 1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(6) 経営者の問題意識と今後の方針について

「第3【事業の状況】 3【対処すべき課題】」に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 重要な設備の新設等
該当事項はありません。
- (2) 重要な設備の除却等
該当事項はありません。

第 5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記 名の別、額 面・無額面 の別及び 種類	発行可能 株式総数 (株)	未発行 株式数 (株)	中間会計期間末 現在発行数 (株) (2025年 9 月 30 日)	公表日現在 発行数 (株) (2025年12月26日)	上場金融商品 取引所名又は 登録認可金融 商品取引業協 会名	内容
普通株式	1,960,000	1,470,000	490,000	490,000	東京証券取引 所 (TOKYO PRO Market)	単元 株式数 100株
計	1,960,000	1,470,000	490,000	490,000	—	—

(注) 1. 未発行株式数には、新株予約権7,000株分が含まれております。
2. 発行済株式のうち290,000株は、現物出資（デット・エクイティ・スワップ方式145,000千円）によるものであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

区分	中間会計期間末現在 (2025年 9 月 30 日)	公表日の前月末現在 (2025年11月30日)
新株予約権の数(個)	70	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	7,000 (注) 1	同左 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	350 (注) 2	同左 (注) 2
新株予約権の行使期間	2023年 3 月 30 日から2027年 3 月 31 日	同左
新株予約権の行使により株式を発行 する場合の株式の発行価格及び資本 組入額(円)	発行価格 350 資本組入額 175	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	
新株予約権の譲渡に関する事項	—	
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	—	

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は100株であります。なお、当社が株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割（又は株式併合）の比率

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{株式分割（又は株式併合）の比率}}$

また、当社が行使価額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合（新株予約権の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

3. 新株予約権の行使の条件等

- ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ③ 新株予約権 1 個未満の行使は認めない。
 - ④ 新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部または一部を行使することができる。
 - i 2023 年 3 月 20 日から 2024 年 3 月 31 日までは、割り当てられた新株予約権の 4 分の 1 について行使することができる。
 - ii 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までは、割り当てられた新株予約権の 2 分の 1 について行使することができる。
 - iii 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までは、割り当てられた新株予約権の 4 分の 3 について行使することができる。
 - iv 2026 年 4 月 1 日から 2027 年 12 月 31 日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて行使することができる。
4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
- ① 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなり権利行使できなくなった場合には、当社は取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約又は会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
5. 2024 年 8 月 27 日開催の臨時株主総会決議に基づき、2024 年 9 月 13 日付で普通株式 1 株につき 100 株の株式分割を実施いたしました。これにより「新株予約権の目的となる株式の数(株)」、「新株予約権の行使時の払込金額(円)」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本繰入額 (円)」が調整されております。

(3) 【M S C B 等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備 金増減額 (千円)	資本準備 金残高 (千円)
2025年 4 月 1 日～ 2025年 9 月 30 日	—	490,000	—	97,500	—	97,500

(6) 【大株主の状況】

2025年 9 月 30 日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社レントラックス	東京都江戸川区西葛西 5 丁目 2 番 3 号	489,900	99.98
株式会社信龍	神奈川県横浜市中区山下町 1 9 4 横浜ニューポートビル 6 F	100	0.02
計	—	490,000	100.0

(注) 発行済株式の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第 3 位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 （自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式 （その他）	—	—	—
完全議決権株式 （自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式 （その他）	普通株式 490,000	4,900	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	490,000	—	—
総株主の議決権	—	4,900	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年4月	2025年5月	2025年6月	2025年7月	2025年8月	2025年9月
最高（円）	530	—	—	—	—	—
最低（円）	530	—	—	—	—	—

（注）1．最高・最低株価は東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおける取引価格であります。

2．2025年5月から9月については、売買実績はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報公表後、当中間発行者情報公表日までにおいて役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963 年大蔵省令第 59 号)に基づいて作成しております。当社の中間財務諸表は、第一種中間財務諸表であります。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第 116 条第 3 項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第 3 項の規定に基づき、中間会計期間（2025 年 4 月 1 日から 2025 年 9 月 30 日まで）に係る中間財務諸表について、新月有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

なお、当社の監査法人は次のとおり交代しております。

第 9 期事業年度 ゼロス有限責任監査法人

第 10 期中間会計期間 新月有限責任監査法人

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	73,995	79,594
受取手形	—	39,350
売掛金	25,780	58,913
商品	177,370	240,967
前払費用	677	1,323
未収入金	58,110	9,350
未収還付消費税等	16,571	52,997
その他	1,920	8,384
流動資産合計	354,425	490,880
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	1,027	1,027
減価償却累計額	△297	△325
建物附属設備（純額）	729	701
工具、器具及び備品	854	1,031
減価償却累計額	△345	△450
工具、器具及び備品（純額）	509	580
有形固定資産合計	1,239	1,281
投資その他の資産		
長期前払費用	1,774	1,908
長期未収入金	48,510	22,000
繰延税金資産	6,764	6,427
その他	2,838	2,838
貸倒引当金	△48,510	△22,000
投資その他の資産合計	11,378	11,175
固定資産合計	12,617	12,457
資産合計	367,042	503,338

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年 3 月 31 日)	当中間会計期間 (2025年 9 月 30 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	—	20,149
短期借入金	—	30,000
1 年内返済予定の長期借入金	52,132	54,780
未払金	52,854	56,008
未払費用	687	879
未払法人税等	145	145
前受金	23,210	53,219
預り金	3,101	6,995
賞与引当金	4,800	5,400
流動負債合計	136,930	227,577
固定負債		
長期借入金	91,992	107,203
固定負債合計	91,992	107,203
負債合計	228,922	334,780
純資産の部		
株主資本		
資本金	97,500	97,500
資本剰余金		
資本準備金	97,500	97,500
資本剰余金合計	97,500	97,500
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△56,880	△26,441
利益剰余金合計	△56,880	△26,441
株主資本合計	138,119	168,558
純資産合計	138,119	168,558
負債純資産合計	367,042	503,338

(2) 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
売上高	579,059	793,999
売上原価	498,388	661,136
売上総利益	80,671	132,863
販売費及び一般管理費	※ 76,416	※ 101,350
営業利益	4,254	31,512
営業外収益		
受取利息	3	48
為替差益	—	396
雑収入	11	17
営業外収益合計	14	462
営業外費用		
支払利息	890	1,047
為替差損	877	—
営業外費用合計	1,768	1,047
経常利益	2,501	30,927
特別利益		
貸倒引当金戻入	300	—
特別利益合計	300	—
税引前中間純利益	2,801	30,927
法人税、住民税及び事業税	627	152
法人税等調整額	1,494	336
法人税等合計	2,122	489
中間純利益	679	30,438

(3) 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自2024年4月1日 至2024年9月30日)	当中間会計期間 (自2025年4月1日 至2025年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	2,801	30,927
減価償却費	137	133
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△300	△26,510
賞与引当金の増減額 (△は減少)	—	600
受取利息及び受取配当金	△3	△48
支払利息	890	1,047
売上債権の増減額 (△は増加)	△21,442	△72,483
棚卸資産の増減額 (△は増加)	20,513	△63,597
前払費用の増減額 (△は増加)	1,528	△646
未収入金の増減額 (△は増加)	△29,595	46,846
未収消費税等の増減額 (△は増加)	△926	△36,426
預け金の増減額 (△は増加)	312	△6,464
長期前払費用の増減額 (△は増加)	△408	△134
長期未収入金の増減額 (△は増加)	300	26,510
仕入債務の増減額 (△は減少)	—	20,149
未払金の増減額 (△は減少)	△13,230	3,153
前受金の増減額 (△は減少)	16,843	30,009
その他資産の増減額 (△は増加)	△0	△7
その他負債の増減額 (△は減少)	△12,791	4,086
小計	△35,372	△42,853
利息及び配当金の受取額	3	48
利息の支払額	△890	△1,047
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△2,325	1,768
営業活動によるキャッシュ・フロー	△38,585	△42,084
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	—	△176
投資活動によるキャッシュ・フロー	—	△176
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	—	30,000
長期借入れによる収入	60,000	50,000
長期借入金の返済による支出	△52,206	△32,141
財務活動によるキャッシュ・フロー	7,794	47,859
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△30,791	5,598
現金及び現金同等物の期首残高	54,278	73,995
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 23,486	※ 79,594

【注記事項】

(中間損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自2024年4月1日 至2024年9月30日)	当中間会計期間 (自2025年4月1日 至2025年9月30日)
給与手当	24,630千円	30,177千円
賞与引当金繰入額	4,154	5,444

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間会計期間 (自2024年4月1日 至2024年9月30日)	当中間会計期間 (自2025年4月1日 至2025年9月30日)
現金及び預金勘定	23,486千円	79,594千円
現金及び現金同等物	23,486	79,594

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

	中古建設機械流通事業 (千円)
一時点で移転される財又はサービス	579,059
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	—
顧客との契約から生じる収益	579,059
その他の収益	—
外部顧客への売上高	579,059

当中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)

	中古建設機械流通事業 (千円)
一時点で移転される財又はサービス	793,999
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	—
顧客との契約から生じる収益	793,999
その他の収益	—
外部顧客への売上高	793,999

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は中古建設機械流通事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自2024年4月1日 至2024年9月30日)	当中間会計期間 (自2025年4月1日 至2025年9月30日)
(1) 1 株当たり中間純利益	1円39銭	62円12銭
(算定上の基礎)		
中間純利益 (千円)	679	30,438
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る中間純利益 (千円)	679	30,438
普通株式の期中平均株式数 (株)	490,000	490,000
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益	—	61円82銭
(算定上の基礎)		
中間純利益調整額	—	—
普通株式増加数 (株)	—	2,377
(うち新株予約権 (株))	(—)	(2,377)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

- (注) 1. 当社は、2024 年 9 月 13 日付で普通株式 1 株につき 100 株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1 株当たり中間純利益」及び「潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益」を算定しております。
2. 前中間会計期間の潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
3. 当中間会計期間の潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、当社は 2025 年 4 月 4 日に TOKYO PRO Market に上場したため、新規上場日から 2026 年 3 月期中間会計期末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

2025年12月26日

株式会社GROWTH POWER

取締役会 御中

新月有限責任監査法人

東京都中央区

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

中西 宏二

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

関戸 祐二

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社GROWTH POWERの2025年4月1日から2026年3月31日までの第10期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社GROWTH POWERの2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2025年3月31日をもって終了した前事業年度の中間会計期間に係る中間財務諸表及び前事業年度の財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって期中レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該中間財務諸表に対して2025年2月28日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該財務諸表に対して2025年6月27日付けで無限定適正意見を表明している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上